

## 裁 決 書

審査請求人  
[REDACTED]

○  
処分庁

富士吉田市社会福祉事務所長

審査請求人が令和2年11月29日に提起した（事件名）富士吉田市社会福祉事務所長の生活保護法による保護廃止に関する処分（事件番号）[REDACTED]について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

### 事案の概要

- 令和2年7月8日、審査請求人は処分庁に生活保護の相談を行い、同月10日に生活保護の申請書を提出した。処分庁は、審査請求人に対し、本日から自動車を使用しないように伝えた。
- 同年7月13日、処分庁が申請に基づく訪問調査を実施したところ、[REDACTED]の保育園の送迎に自動車を使用していることがわかった。自動車の使用に関して説明を行うとともに、「稼働能力の活用のため[REDACTED]の内職の継続は認められず、審査請求人とともに求職活動を行う必要がある」「審査請求人が事業の営業活動に自動車の使用を希望しているが、営業職とは異なり求職活動にあたるため使用は認められない」旨を伝えたところ、審査請求人から生活保護の申請はなかったことにしてほしいとの依頼があったため、申請の取り下げ処理を行った。
- 同年7月16日、審査請求人から処分庁に対し、「自動車の使用は諦めるので生活保護を申請したい」との訴えがあり、申請を受け付け、本日より保有自動車の使用・運転を行わないよう口頭指導を行った。
- 同年8月17日、審査請求人世帯の保有する自動車が駐車場に止まっていなかったため、翌18日に処分庁が審査請求人に問い合わせたところ、自動車の使用を認め、「内職のためなら使用して

もよいと言った」と主張した。処分庁は、同日付で、自動車の使用に関し、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項に基づく文書指導指示書を交付するとともに、稼働能力を活用していないため活用するよう口頭指導した。

- 5 翌 19 日、処分庁は審査請求人が自動車を使用しているところを目撃した。審査請求人に確認したところ、保育園の送迎に使用していることを認めたため、同月 31 日付けで法第 27 条第 1 項に基づく文書指導指示書を再度交付した。
- 6 同年 9 月 17 日、処分庁は、審査請求人宅に自動車が止まっていないことを確認し、[ ] が運転し帰宅するところを目撃した。処分庁は、審査請求人が法第 27 条第 1 項に基づく文書指導指示書に従い改善する意思がないと判断し、審査請求人に対し、同月 18 日付けで弁明の機会付与通知書を交付し、同月 25 日に弁明の機会を設けた。審査請求人は「事業をいかしたい」「仕事がとれれば生活保護は解除する」「車を事業者として使いたい」等と弁明書に記載している。
- 7 処分庁は、生活保護においては、現時点における労働市場の中で自己の能力に相応した職を探すのが通常であり、自己の労働力で十分耐えうる職があるにもかかわらずこれを就労しないことは、法第 4 条第 1 項の要件を満たすものとは言えないと判断した。
- 8 処分庁は、審査請求人の弁明を経た結果、生活保護廃止処分を決定し、同年 9 月 28 日付けで保護廃止決定通知書を交付し、10 月 1 日から審査請求人世帯の生活保護の廃止を決定した。
- 9 審査請求人は、同年 11 月 25 日、本件処分の取り消しを求める審査請求を行った。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 処分庁は、本件処分の理由を「自動車の運転を禁止する指導指示に従わなかったため」としているが、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知（以下、「課長通知」という。））によれば通勤用自動車の保有が認められている。その条件として、「世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものである」ことが挙げられている。
- (2) 審査請求人は、2 歳と 3 歳の [ ] がおり、保育園に預けなければ仕事ができず、保育園にバスで送迎する場合は、片道 1 時間弱の時間を要し、毎日続けることは困難である。
- (3) 審査請求人の [ ] は、令和 2 年 2 月 [ ] の内職（パート）の仕事を始め、勤務時間は 1 日 8 時間以上要するものであり、稼働能力を活用した就労といえる。
- (4) 審査請求人は、同年 6 月に事業を立ち上げ、個人事業主 [ ] となり、[ ] がパートとして行っていた作業について、[ ] から外注を受ける形で、[ ] とともに仕事をするようになった。作業数量が増え、2 人で仕事をしても 1 日 8 時間を要している。毎日 9 時半に電子部品を納品し、10 時から次の作業を始め、終わるのは 21 時頃になる。昼食休憩 1 時間と子育てに要する 2 時間を除くと、8 時間になる。納品は自動車がなくてはできないことから、自動車の使用は認められるべきである。
- (5) なお、個人事業主としての仕事に移行したのは、生活保護廃止処分後のことである。
- (6) 上述の仕事だけでは、生活に必要な収入は得られないため、事業を行う傍ら、事業を行う営業活

動も行ってきた。この活動は求職活動ではなく、事業の一環であり、自動車の使用が不可欠である。

- (7) 求職活動だとしても、「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」(令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡(以下「事務連絡」という。))には、求職活動に自動車の使用を認めて差し支えない旨の記載がある。
- (8) 処分庁は、「審査請求人は自身の事業に固執しており稼働能力を活用する意思を示さず」としているが、令和2年1月まで働いていた企業に事実上の解雇宣告を受け、退職を余儀なくされ、そのショックもあって、ややうつ症状があった。失業保険を受けながら、療養と求職活動を行っていたが、雇用される仕事は精神的に厳しいため、事業を立ち上げて働くならば仕事ができると考え、事業を立ち上げた。
- (9) コロナ禍での事業展開は、想像以上に厳しく、営業活動は制限され、事業の拡大は困難な状況が続き、現状では生活に必要な収入を得ることは難しい状況が続いている。コロナが落ち着けば、事業の拡大、収入の増加を見込むことはでき、事務連絡にも「稼働能力の活用の判断を留保できる」旨の記載があり、少なくとも、コロナ禍のもとで、稼働能力の活用のための転職を求めるべきではない。
- (10) 審査請求人は、うつ症状が悪化している中で、処分庁の指示に従い、仕事を探したが、思うように仕事は決まらなかった。処分庁の記載は、審査請求人の実情や努力の内容、コロナ禍という特殊な状況を踏まえないものであり、納得できるものではない。
- (11) 処分庁は、「保育園の利用は両親が働いていることが前提であり審査請求人世帯が保育園を利用する必要はない」としているが、審査請求人の[ ]は内職をしており、審査請求人は個人事業主として働いており、求職活動も行った。保育園の利用は「求職中」であることも条件の一つである。
- (12) 生活保護は、憲法第25条の生存権を保障するための最後のセーフティネットである。審査請求人にうつ症状があり、生計の維持が困難になっている事実があるにもかかわらず、本件処分を行ったことは、憲法の生存権を保障するための生活保護を受ける権利を侵害しているものであり、処分庁の行った処分の取り消しを求める、というものである。

## 2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人が記載したとおり、課長通知によれば、通勤用自動車の保有は認められており、その条件として、「世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものである」ことが挙げられている。法では、一定の条件下にて通勤用自動車の保有は認められており、現在就労を中断していても、就労を再開する際には通勤に自動車を使用することが見込まれる場合においては処分指導を保留することが認められている。
- (2) 審査請求人世帯は就労していない世帯であるため、原則自動車の保有は認められないが、将来的に就労した際に自動車を通勤に使用することが見込まれることであったため、保有自動車の処分指導は保留していた。保有自動車においては処分指導を保留している状態であり、使用を認める趣旨でないことはあらかじめ説明している。
- (3) 審査請求人は、事務連絡によって、個人事業における営業活動は事業の一環であり、仮に求職

活動であっても通勤用の自動車として認めて差し支えないと示されていると主張している。しかし、審査請求人が提出した「求職活動状況申告書・収入申告書」によると、初めて処分庁に相談してから一度も営業活動を行っていない。

- (4) 処分庁は、審査請求人から面談や弁明の機会において、個人事業による収入は全くないと申告を受けている。個人事業に関しては、収入の目処すら立っていない状況であり稼働能力を活用しているとは認められないため、稼働能力を活用するよう指導を行った。審査請求人の[ ]の内職の継続についても同様である。しかし、審査請求人世帯はそれを拒否し、内職を継続し、個人事業へ固執し続けた。
- (5) 審査請求人は、[ ]の内職の仕事が一日8時間をするものであり、稼働能力を活用した就労であると主張しているが、審査請求人の妻が提出した「収入申告書」によると、収入等の状況は次のとおりである。

当時の本県の最低賃金（1時間837円）を大きく下回り、稼働能力を活用していないと判断せざるを得ない。

	就労日数	就労時間	収入額	時給換算
令和2年7月	14日	112時間	28,055円	約250円
令和2年8月	8日	64時間	12,611円	約197円

- (6) 審査請求人は、個人事業主としての仕事に繋げるつもりであったと主張しているが、そのような報告は受けていない。こうした意図があるのであれば、具体的にどのように事業に繋げていくのか、どの程度の期間を要し、どの程度の収入が予測されるか等の計画を立て報告すべきであるが、行っていない。
- (7) 審査請求人は、うつ症状があったと主張しているが、処分庁が生活保護の申請時に病状聞き取り調査を行った際には、うつ症状であるという申告はなかった。そのため、審査請求人にうつ症状があったという事実は認めておらず、令和2年9月2日に受領した医療要否意見書によって審査請求人の症状を知った。
- (8) 審査請求人は、生活保護開始後もうつ症状で医療機関を受診する様子はなく、稼働能力を活用するよう指導した際も、うつ症状が原因で転職することが困難であるという趣旨の主張はなかった。また、医療要否意見書には、「会社を立ち上げたが、コロナのため仕事がなく心身反応、不眠症の精神症状が発現した」とあり、審査請求人の主張と異なっている。本件処分は、生活保護廃止決定日である令和2年9月28日までに処分庁が把握している事実に基づき決定しているものであり、その時点で処分庁は事業を立ち上げた経緯がうつ症状によるものであるとは認識しておらず、決定に際して、その情報を考慮に入れていない。したがって、事業を立ち上げた経緯は本件処分とは関係がない。
- (9) 審査請求人は、コロナ禍での事業展開や必要な収入を得ることが困難であると主張しているが、困難であることを自覚しつつ稼働能力の活用を拒否することは、自立する意思がないものと認められる。これは生活保護の目的のひとつである自立助長の観点から容認できるものではなく、審査請求人の怠慢である。
- (10) 審査請求人に対して稼働能力の活用の判断を留保すべき理由はなく、本県においては令和2

年5月14日に緊急事態措置は解除されており、事務連絡を適用することは適切ではない。収入が全く見込めないのであれば稼働能力を活用するように指導する必要がある。

- (11) (3)に記載した「求職活動状況申告書・収入申告書」によると、審査請求人がハローワークにいったのは2日間のみであり、照会もしていない。コロナ禍・うつ症状であることを理由に思うように仕事が決まらなかつたと主張しているが、仕事が決まらなかつたのはコロナ禍・うつ症状が理由ではなく、単に照会をしていないからである。審査請求人からは稼働能力を活用しようとする意思は確認できない。
- (12) 保育園の利用は、求職中であることも条件のひとつであるが、処分庁は審査請求人に求職の意思なしと判断し、求職中であるとは認めていない。従って、審査請求人世帯において保育園を利用する必要はない。
- (13) 処分庁は、審査請求人に対し、口頭指導、法第27条第1項に基づく指導指示により、自動車の使用を禁じてきたが、審査請求人は従う意思を全く見せず、履行されなかつた。弁明においても反省の弁はなく、今後改善していく意思も認められなかつたため、生活保護廃止処分とした。本件では、適切な手続きを経て、生活保護の廃止を決定しており、審査請求人に対し法による最低生活の保障が及ばないとしても憲法上・法上ともに問題はない。生活保護を受ける権利を放棄したのは審査請求人であり、処分庁は生活保護を受ける権利を侵害した事実は存在しない。
- (14) 審査請求人は、事務連絡を用いた主張では故意に誤認を生じさせるような抜粋を行う、虚偽を以て反論を行う、憲法や法律を全く解した様子のない主張を行う等、容認し得ない記載が多々見られた。
- (15) なお、上述のとおり、本件処分は法第27条第1項に基づく指導指示に従う義務に違反したことにより決定された処分であり、稼働能力の活用に焦点を当てたものではない。審査請求人の反論書に対する弁明として稼働能力の活用について記述したが、本件処分とは直接関係がない。

本件処分は、適切な手続きのもと法に則り執り行つたものであり適法である。

## 理由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- (2) 法第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活実態を調査し、保護の変更を必要とすると認められるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面を持って、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定している。
- (3) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の

目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定している。

- (4) 法第60条は、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。」と規定している。
- (5) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。
- (6) 法第62条第1項は、「被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と規定している。
- (7) 法第62条第3項は、「保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と規定している。
- (8) 法第62条第4項は、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えないなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」と規定している。

## 2 本件処分について

本件処分に係る指導指示に違法または不当な点はなかったかの検証

### (1) 本件処分の根拠となった指導指示について

ア 本件処分の根拠となった指導指示を行う場合の該当性

(ア) 保護受給中における指導指示として、特に局長通知第11の2(1)に列挙されている状態にある場合については必要に応じて法第27条第1項による指導指示を行うこととされている。

(イ) 処分庁が指導指示書に明記した項目については、局長通知第11の2(1)ス「その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行なうため、特に必要があると認められるとき。」となっている。

(ウ) 処分庁は、審査請求人に対し、保護の決定に当たって、自動車の保有・使用について、課長通知に従い、保有自動車においては処分指導を保留している状態であり、使用を認める趣旨でないことはあらかじめ説明し、保護開始後も、自動車の使用をしないように指導指示している。

(エ) 審査請求人は、保護の決定、実施に当たって上記(ウ)のとおりの説明、指導指示を受けているところ、保有自動車を [ ] の保育所の送迎に使用しており当該指導指示に違反している。

(オ) 上記の経過に鑑みても、審査請求人は局長通知第11の2(1)ス(その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行うため、特に必要があると認められると

き)に該当していると認められることから、当該指導指示に違法又は不当な点は認められない。

#### イ 必要最少限度の指導指示

- (ア) 法第27条第2項では、「前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。」と規定されており、本件処分に係る指導指示が必要最少限度であったか否かを検証する。
- (イ) 当該指導指示については、保有自動車の処分指導の保留、使用の制限について課長通知に従ってなされたものであり、必要の最少限度を超えた指導指示であるとはいえない。
- (ウ) 以上から、審査請求人に対する本件指導指示については、必要最少限度の範囲内であり、違法又は不当な点は認められない。

#### (2) 処分の相当性について

##### (ア) 保護の停廃止に係る手続き等について

被保護者が指導指示に従わないことにより保護を廃止する場合の手続きについては、課長通知問（第11の1）の答の2により、「(同答の) 1によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。」と、一旦、保護の停止を経て保護を廃止することを原則とする取扱いを規定している。

その上で、課長通知問（第11の1）の答の3により、「(同答の) 2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。」とし、「(3) 保護の停止を行うことによつては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。」と、例外としての取扱いを規定している。

ところで、法は、「生活に困窮するすべての国民に対し、(中略) その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長」(法第1条)することを目的とする中で、「保護の実施機関は、被保護者に対して、(中略) 保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」(法第27条第1項)と定めている。

こうした生活保護制度の趣旨及び被保護者が指導指示に従わないことにより保護を廃止する場合の手続きを規定した課長通知の趣旨に鑑みると、保護の停止を経ずに保護を廃止する取扱いは、その適用により、以降、保護の実施機関が、被保護者に対する指導指示の機会を逸する同時に、受給者の最低限度の生活の保障を損なう可能性を含む重大な処分であることを念頭において、慎重に適用すべきであるといえる。

##### (イ) 医療要否意見書の検討について

令和2年8月26日付け医療要否意見書には、審査請求人の主要症状として「会社を立ち上げたが、コロナのため仕事がなく、(1) 心因反応 (2) 不眠症の精神症状が出現した」と記さ

れ、「入院外医療を要する」と記載がある。医療要否意見書が医療扶助を行う必要があるか否かを判断する資料であるとしても、ここから審査請求人の状況を知ることはできたものと考えられる。

審理員が処分庁に医療要否意見書の記載内容について確認したところ、次のような回答があった。(概要)

- ・ケースワーカーの手元に届いたのは令和2年9月10日以降
- ・担当ケースワーカーが確認すべき医療要否意見書は審査請求人のものだけではない
- ・ケース番号順に並んでいるため、確認するには時間要する
- ・令和2年9月12日に審査請求人に指導指示義務違反の疑いがあり急遽調査を行い、同月17日に違反が確定した
- ・医療要否意見書の記載内容について検討する前に生活保護廃止決定となった

保護の停廃止に係る検討においては、被保護者に係るあらゆる状況を丁寧かつ慎重に精査、把握し、総合的な検討のもと保護の停廃止が判断されるべきであるところ、今回の事案では医療要否意見書の内容が検討されておらず、保護の廃止の決定過程において、十分な検討がなされたとはいえない。

#### (ウ) 保護の停止を経ずに保護の廃止を決定したことについて

上記の観点から、本件処分を検討すると、たしかに、審査請求人は保護開始当初から処分庁の指導指示に従う姿勢はなかったものと認められ、審査請求人の規範意識の希薄さは否定できず、審査請求人の問題性も小さくはない。

しかしながら、審査請求人世帯の収入状況や医療要否意見書に記載されている病状等から判断すると、審査請求人の要保護性は高いと認められる。一方で、保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難で、原則としての取扱いにはよりがたい理由は見出せない。

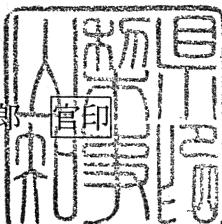
これらの状況を総合的に判断すると、処分庁は、本件処分に先立ち、一旦は保護の停止により、請求人が指導指示に従うよう、指導を試みるべきであり、本件処分は正当なものであるとする処分庁の主張は支持できず、本件処分には瑕疵があると言わざるを得ない。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年6月14日

審査庁 山梨県知事 長崎 幸太郎



## 教示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。
- 3 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。